

## 横手市水道事業計画・経営戦略(改定素案)にお寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

1. 募集期間 令和6年1月22日(月)から令和6年2月20日(火)まで  
 2. 提出者 6名、7件

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方
1	P.9～10 3.2. 事業計画	行政人口及び給水人口が減少する中で新規、更新含めた設備投資を抑制する必要がある。人口減少を踏まえた水需要予測を市全体だけでなく地域ごとにも分析・予測し効率的な投資による総事業費の抑制を図る必要があるのではないかと。	今回の計画見直しにおける事業費の算定では、地域ごとの人口減少等を踏まえた水需要予測をもとに、施設統廃合や老朽管更新事業(町丁目人口予測を加味した個別計画策定予定)、周辺市町村との広域化や事業の繰り延べ等により、供給体制は維持しつつも料金値上げを抑制するため可能な限りの事業費の圧縮も含め検討しております。 なお、計画は5年ごとに見直しするものとしており、社会情勢や事業環境に著しい変化があった場合は、前倒して見直しも行い、より効率的かつ効果的な事業実施となるよう進めてまいります。
2	P.9～10 3.2. 事業計画	公共インフラとしての役割はあると思うが、各設備投資は費用対効果を見極める必要があるのではないかと。	水道法に自らの給水範囲に関する給水義務を負う規定がある中で、当市をはじめ人口密度が低い郊外に離散している都市構造の水道事業体は、概して費用対効果が低い投資にならざるを得ない状況にあります。 計画に掲げている施設統廃合や周辺市町村との広域化、管口径の見直しなどに加え、引き続き国の費用対効果分析マニュアルに従い、事業前評価および事業再評価を適切に行い、水道事業の経営の健全化に努めてまいります。
3	P.9～10 3.2. 事業計画	資材高騰や労務人材不足の中で、事業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、新規に上水道を計画している地域では資材高騰により、どれくらい工事費が上がるのでしょうか。工事途中の地域では当初説明時の工事費の見直しが必要と思いますが、住民負担が増える中ですんなり応じてもらえるか心配です。	労働者人口の減少や原材料費高騰の影響による社会情勢の変化が著しく、現在施工中の地区においても工事費の増額は例外ではありません。 水道本管は市で施工しますが、給水管の取り出しは個人負担となることから、極力市民の皆様のご負担が増えないような施工方法を検討してまいります。
4	P.9～10 3.2. 事業計画	当集落は、集落営の簡易水道で飲料水等の生活水の供給を行ってききました。 しかし、施設の老朽化や、近隣地域での水枯れの発生等により、安定的な水道の供給に不安があります。また、現在の水道施設の経年劣化が著しいこと、集落内の高齢化が進み、施設の維持管理が困難になりつつあります。最近では、簡易水道利用者の一部に濁水が出る等の事案も発生(一時的)しております。 横手市上水道への加入については、集落全員の総意をもって要望書を提出しておりますので、上水道の布設の着工について早期実施を切にお願いします。	同様の問題を背景とした複数の地区から未普及解消事業への要望書をいただいております、施工中や事業化の検討をしている地区もございます。 計画の順に上水道への加入意思に関する意向調査を行い事業化の検討してまいります。当該地区の加入率が思わしくない場合は事業化が困難になります。また、着工にあたっては一定の個人負担も必要なことから、機会を捉え貴集落の皆様へ情報提供をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方
5	P.14 4.2.3. 財政計画における 財源の考え方	安定的な事業経営を図るため資金残高を10億円確保とあるが適正か。 (もっと少なくても良いのではないか。)	将来の施設設備等更新需要や災害時等の対応等を考慮した際に事業運営に必要な資金残高の目安として年間給水収益の半年分から1年分の金額とされていることから、年間給水収益の60%程度、約10億円は必要なものと考えております。
6	P.16 4.3.財政シミュレーション	料金改定時期について、P.16の記述ではケース2(※3年間で3段階に分けて改定)を採用することが合理的と記載されているが、上下水道事業経営協議会や議会、そして市民(パブリックコメント)の意見を聞いた上で、判断するべきと思います。 個人的には、ケース1(※激変緩和を設けず改定)が最優先されるものと思います。そこで理解されない場合は、激変緩和措置として段階的に料金を上げるケース2になると思います。	料金改定の激変緩和措置については、改定前後の料金体系と改定差額等を市民の皆様十分に広報し、ご意見をいただいた上で最終的な方向性を決定してまいりたいと考えております。
7	P.16 4.3.財政シミュレーション	改定後料金比較ケース2(※3年間で3段階に分けて改定)の場合、3年間で毎年値上げも「また値上げか」というイメージもあり、3年間で2段階の値上げも一つの方法だと思う。	激変緩和措置設定の有無や段階数については、改定後料金体系と現料金からの改定差額等を十分に広報し市民の皆様からご意見をいただいた上で最終的な方向性を決定してまいりたいと考えております。